

教えて!

消費税軽減税率制度

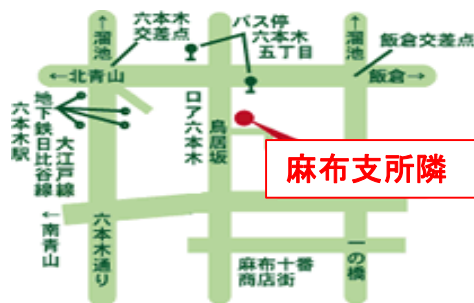
について

と所得拡大促進税制の二本立てです

10月27日 **金** 16:00~17:30
受付15:30より

先着**35**名様

麻布区民協働スペース
港区六本木5-5-12



麻布支所隣

第1部

「消費税軽減税率制度」について

16:00~16:40



麻布税務署
副署長 林 英一氏

平成31年10月1日からの消費税の10%引上げと同時に実施されます。
軽減対象品目(酒類・外食を除く飲食料品等)の取扱いがある消費税の課税事業者だけでなく、例えば、会議費や交際費として飲食料品等を購入する事業者の方や、消費税の免税事業者の方も、取扱商品の適用税率の確認や適用税率ごとの区分経理など、制度の実施に向けた準備が必要となります。

第2部

「所得拡大促進税制」について

16:50~17:20



ルギード株式会社
税理士 渡邊 由紀子氏

青色申告をしている法人・個人が一定の条件を満たした場合に一定の税額控除ができる制度です。具体的に一定の要件を見ていきましょう。

◆勉強会参加費:無料

◆懇親会費:5,000円(税込)は当日徴収致します。

懇親会場:BLUE POINT六本木 (六本木3-14-14-5F) 18時開始

◆お申込 下記申込書をFAX 03-3408-3193 または、下記内容を本文に記載の上 メール info@azabu-hojinkai.or.jp にてお送り下さい。締切10/20(金)

法人名	TEL	
参加者名	E-MAIL	
勉強会:	出席	欠席
懇親会:	出席	欠席

お申込みお問い合わせ

麻布法人会事務局

山田

TEL 03-3408-1324 MAIL info@azabu-hojinkai.or.jp